

令和8年度 事業計画

公益財団法人仙台市医療センターは、仙台市及びその周辺の地域住民の公衆衛生の向上を図り、地域住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とし、公衆衛生に関する指導・相談、医学及び医療の向上に関する調査研究、開放型病院、救急医療の充実、診療所並びに介護老人保健施設の運営による公益的医業及びがん検診・生活習慣病の健診事業等を行うことを基本方針とする。

また、引き続き第8次医療計画や仙台市医療政策基本方針に基づき、仙台オープン病院及び茂庭台豊齢ホームの役割の強化に取り組む。

【事業活動】

I. 病院運営等事業（公益目的事業1）

1. 仙台オープン病院事業

(1) 地域医療

- ① 地域医療支援病院として、登録医並びに関係協力病院等との機能分化・連携を一層強化し、消化器・呼吸器・循環器の内科外科各専門分野における優れた先進医療の継続的な提供及び積極的な情報発信に努めることを継続する。
- ② 病院内の高度医療機器や病床の共同利用並びに仙台市医師会会員の生涯研修の場として、仙台市医師会との更なる連携協力関係の強化を継続する。
- ③ 登録医への積極的な訪問等を実施し、周辺医療機関の情報収集に努め、更なる登録医の拡充と地域医療連携システム（オープンネット）を次期システムの導入で高度化を図り、その普及と機能拡充の強化に努めてさらなる紹介患者数の増加を目指す。
- ④ 登録医等に向けた「オープン出前講座」を引き続き実施すると共に、動画による研修を配信するなど、専門知識及び技術の提供を通じて地域医療技術者の資質向上に寄与する。
- ⑤ 緩和ケアにおいて、がんと診断された時から緩和ケアを提供する体制を整える。人生の最終段階までがん患者さんの心身の苦痛緩和に努めるために、がん相談窓口の設置、認定看護師による外来を開始し地域の医療資源としての役割を継続する。
- ⑥ 地域医療連携パス（胃瘻・口腔ケア）を継続しパスを用い、他医療機関、地域、施設（障害児・障害者施設、高齢者施設等）と連携し、ケアの継続による地域住民の生活の質向上を目指す。
- ⑦ 仙台市と仙台市医師会から仙台市在宅医療・介護連携相談窓口業務を受託し、在宅医療・介護連携に関する助言等情報提供と相談の役割を継続する。
- ⑧ 認定看護師の同行訪問、退院後訪問の実施で、開業医との連携を強化し、在宅療養支援を推進する。
- ⑨ 各専門分野の認定看護師による看護外来を開始し、疾病を抱えながら地域で生活する患者、家族の日常の困りごとやセルフケア能力、介護能力向上を支援する。
- ⑩ 地域の医療機関に向けた「連携の集い」を開催し、多くの意見を収集しながら更なる地域医療の連携を強化する。

- ⑪ 医療連携協定を締結した医療機関と共に地域医療を支える連携の取り組みを進め、医療体制のさらなる強化を目指す。
- ⑫ 看護職の人材確保等を目的とした看護学生のアルバイト制度を継続的に行う。
- ⑬ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用し、広く情報発信を行い、人材確保と病院広報を強化する。
- ⑭ 宮城県がん診療連携拠点病院として、がん診療の充実や体制の整備を行う。

(2) 救急医療

- ① 仙台医療圏の一次救急・二次救急を担う中核病院として、救急患者の受入を積極的に行うとともに、仙台市並びに黒川地区全域の救急隊による直接受入（オープンシステム）を継続し、救急搬送時間の短縮に貢献する。また、仙台市救急医療病院間連携推進事業に「救急受入病院」として参加を継続する。更に仙台市消防局の救急情報システム導入に伴い、救急搬送時間の短縮やDX導入による確実な状況共有に努める。
- ② 仙台市の要請に応じて臨時外来を開設し、地域の救急体制の確保に努める。
- ③ 仙台市の救急医療体制の強化を図るため、仙台市消防局と連携し、ドクターカーの配備ならびに救急ステーションの整備について協議を行う。
- ④ 登録医の参加協力を得て、常勤医師と共に救急センターの円滑な運営を図る。
- ⑤ 救急外来における「非入院帰宅患者に対する療養支援」を推進する。

(3) 災害医療

- ① 宮城県災害拠点病院として、災害時の救急患者受入や他医療機関のDMAT参集施設の役割、近隣医療機関の被災状況の把握など、院内の体制を強化する。
- ② 宮城県との宮城県災害派遣医療チーム（宮城DMAT）の派遣に関する協定により、災害時にDMATを派遣する。また、迅速な医療救護活動を展開するため、DMAT研修等に積極的に参加する。
- ③ 宮城県の原子力災害医療協力機関として、原子力災害発生時に救護所への医療チーム（または医療関係者）の派遣や必要な支援を行う。
- ④ 積極的に地域住民との地域総合防災訓練等に参加・協力する。
- ⑤ 事業継続計画（BCP）に基づき、被災した状況を想定した研修や訓練（地域の第二次救急医療機関及び地域医師会など医療関係団体との定期的な訓練も含む）を継続実施する。また、BCPをさらに強化する観点から防災マニュアル、災害用備蓄品等の見直しを行い、災害拠点病院としての役割を果たせるよう体制の整備を進める。
- ⑥ 大規模災害発生時において、医療及び物資（水、食料など）を提供するため、関係団体等の要請に基づき、災害協定を締結する。

(4) 経営改善

- ① 令和6年度からスタートした第5次3ヶ年中期計画の最終年において、引き続き救急センター棟等改築にかかる借入金の返済を確実なものとなるよう経営改善に取り組む。
- ② 令和8年度の診療報酬の改正内容を十分分析し、急性期医療を基盤とした診療を継続すると共に施設基準を検討し診療報酬の増加を目指す。
- ③ 病院が健全経営に向けて取り組む必要から「経営企画室」を中心に、各診療科との検証や各種会議・委員会等への報告提案等、経営に関わることを全般に亘って検証する。

- ④ 令和6年4月より施行された勤務医の長時間労働改善に向けた「医師の働き方改革」に沿った医師の労働時間管理、啓蒙、体制の整備に取り組む。
- ⑤ 令和8年11月に切り替えを予定している電子カルテの導入を進め、積極的に医療DXを活用しさらなる医療の効率化を図る。また、ランサムウェア等のサイバー攻撃に対する研修や訓練を行い、セキュリティ対策および事業継続計画（BCP）の構築を確立する。
- ⑥ 接遇マナーの向上と、患者さんへのインフォームドコンセントに努めるとともに、クリニカル・パス（入院診療計画書）や他医療機関等との連携等、病診連携及び病病連携の拡充を図り、患者満足度を向上させることを継続する。
- ⑦ 職員一人ひとりがコンプライアンス遵守及びハラスメント防止を徹底し、医療の質の向上並びに医療安全の確保等、健全な病院運営を推進する。
- ⑧ 常に患者数の動向、重症度、医療・看護必要度を注視し、適正な職員の配置を行い、経営改善に努め、随時施設基準の見直し等を行っていく。
- ⑨ 日本医療機能評価機構の病院機能評価の更新を令和9年1月に受審し、更なる医療の質向上を目指す。
- ⑩ 診療材料及び医薬品、医療機器の購入について、現在参画している共同購入システムを積極的に利用し、さらに高額材料、高額医療機器、医薬品のコスト削減を図る。
- ⑪ 省エネルギー法及び仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例に伴い、各施設のエネルギー使用状況や光熱水費等の把握を行うとともに、光熱水費高騰に関して、職員個々の省エネルギー意識を更に高め費用を抑制する。

2. がん検診・生活習慣病予防等の健診事業

- (1) 人間ドック健診施設機能評価認定施設としてさらに健診分野の質的拡充を図り、受診者が満足できる環境を整え、更なる健診の質向上を目指す。
- (2) 特定健診制度に則した健診事業を推進するとともに特定保健指導を積極的に推進し、受診者の健康管理に貢献する。
- (3) 県内自治体（加美町、亘理町、登米市、南三陸町）、近隣地域で行っている大腸がん集団検診事業を拡大させ、がんの早期発見・早期治療に繋げる。さらに、がん検診の普及に努める。
- (4) 仙台市の乳がん検診事業において、本院のほか、乳房X線撮影施設である「附属乳がん検診長町センター」及び「附属乳がん検診泉センター」での受診者の増加を図る。
- (5) 受診者のニーズを把握し、健診単価アップや増収に繋がる新たなオプション検査を導入する。
- (6) 仙台市医師会の会員健診において、休日健診を継続する。
- (7) ホームページや機関誌、大腸がん集団検診陰性者への健診結果通知はがき、ペットボトル水（当院ラベル付のQRコードを活用）にて、人間ドック・各種検診の宣伝を行い、受診者確保に努める。

3. 地域住民への健康教育活動事業（地域医療推進事業）

- (1) 市民医学講座として、専門の医師を講師に様々な病気に対する基礎的な予防法や治療方法

などをわかりやすく講演する講座を、周辺の情勢を踏まえ実施する。

〔主催：仙台市・仙台市医師会・仙台市医療センター・仙台市救急医療事業団〕

- (2) 地域住民の健康意識啓発のため、地域健康講座（オープン健康講座）を開催し、病院機能等を活用して地域に貢献する。また、市中心部の会場で開催する市民医学講座に参加できない地域住民を対象にした地域健康講座（出張講座）を、仙台市全域及び富谷市地区等において、地元の自治体や市民センター等と共催で引き続き実施する。
- (3) 地域保健医療を円滑に進めるために、市民と医療を結ぶ情報誌として「てとてとて」を、年2回仙台市医師会との共同発行を継続する。
- (4) 地域住民の健康増進活動と防災意識向上のため、「第11回オープンまつり」を実施する。
- (5) 認定看護師が、地域医療圏の小中高校等で、社会情勢（少子高齢化、健康寿命延伸、認知症大国、災害対策、感染対策）等をテーマとした勉強会を開催し、次世代が地域を支えるという仕組作りを進める。
- (6) 医療圏の地域活動に参入し、認定看護師や診療看護師を仙台オープン病院の知的資源として活用し、地域ニーズへ貢献する。

4. 専門医の育成事業

- (1) 内科専門医制度の認定基幹施設として専門医育成に努める。
- (2) 外科、救急科、麻酔科、病理診断科、放射線科の専門医連携施設として、基幹施設の専門医を受入れ、該当医師が能力を養えるよう協議、指導し支援する。

5. 研修医の育成事業

- (1) 臨床研修指定病院として、初期研修医の研修指導体制を一層充実させ、医学生に評価される魅力あるプログラムを実践する。

6. 医学及び医療の向上に関する調査研究事業

- (1) 各診療分野の医療技術の発展に寄与するよう、患者の症例等に係る学術論文の執筆・発表等へ積極的に取り組む。また若手医師の技術習得をより深めるために、専門医師による治療手技等の実践的な操作トレーニングセミナーを開催する。
- (2) 大腸がんの集団検診結果の集計及び分析を行い、仙台市や他の実施自治体（宮城県）や事業所に報告し、がん予防対策等に寄与することでがん検診受診率のアップと医学及び医療の向上を図る。
- (3) 職員全てが全国各地で開催される研修会等に積極的に参加し、知識の習得及び意識の高揚を図る。

7. 看護学生に対する就学資金貸付事業

- (1) 仙台市及びその周辺における地域医療の充実のために、将来、仙台市医療センターにおいて看護師業務に従事しようとする看護学生に対して、就学に要する資金の貸付を行う。

〔令和8年度の貸付予定者1名〕

8. 茂庭台診療所事業

- (1) 介護老人保健施設茂庭台豊齢ホームの併設医療機関として、施設利用者に医療対応をすると同時に、地域住民に対して生活習慣病を重点にプライマリ医療を提供する。また、「診療所だより」を定期的に発行し、診療や健康診断、健康に関する情報などを提供しながら診療所の周知を図る。
- (2) 茂庭台住民に対して地域に根ざした医療機関として、往診等の在宅医療を充実しつつ外来患者の増加を図る。
- (3) 感染症予防対策として、地域住民等に対して各種ワクチン接種の機会を提供する。

9. 介護老人保健施設 茂庭台豊齢ホーム事業

(1) 経営改善

- ① 令和8年度を初年度とする第5期中期経営計画で定める、茂庭台豊齢ホームの理念と経営方針を職員に浸透させる。
- ② 令和8年度の労働基準法改正を機に厳格化される労働時間管理に対する対応として、現在タイムカード等でアナログ管理している出退勤管理、時間外勤務、休暇届等について運用を確認、徹底するとともに、新たなシステムの導入を検討し、事務作業の効率化を図るとともに、職員個々のタイムマネジメント能力の向上を図る。
- ③ 施設全体のコンプライアンスの底上げ、特にハラスメント対策のため、特定社会保険労務士と連携を取り、アンケートの分析を行い、改善策を作成するとともに、中間管理職の研修を実施する。
- ④ 令和8年度の介護報酬改定の内容を分析するとともに、令和9年度の改定に関する情報の収集に努め、介護報酬の諸加算の維持と新たな取得を目指し、収益の増加を図る。
- ⑤ 「超強化型老人保健施設」を維持するため、多岐に亘る広報活動や営業活動を実施し、各種制度に関する情報及び全老健から発信する情報を迅速に集め、経営改善に向けた取り組みと新たなサービスの創出に取り組んでいく。
- ⑥ 生産性向上に向けた取り組みとして令和7年5月に発足した「生産性向上プロジェクトチーム」の活動を継続し、抽出した課題の解決に向けた計画を実行するとともに、さらなる業務内容の分析、改善を行う。また、宮城県介護事業所支援センターによる伴走支援を受けながらICT導入など業務の効率化を進める。
- ⑦ 平成28年度に発足した「茂庭台豊齢ホーム連携医の会」について、連携医療機関から紹介される利用者の積極的確保に向けた取り組みを検討、実施する。
- ⑧ 開設から37年が経過する茂庭台豊齢ホーム、茂庭台診療所の移転も視野に入れながら、将来の施設運営のあり方を検討するため、仙台市並びに仙台市医師会と協議を継続する。検討にあたっては、医療機関をはじめ、関連施設との連携を図る地域包括ケアシステムの構築を目指し、求められるサービスを見極めながら、具体的な施設整備に向けたプランを作成していく。また、現在進行している大規模改修工事を完遂し、利用者及び職員にとって快適な環境の維持・向上を図る。
- ⑨ 未収金対策を進め、督促を徹底するとともに、さらなる債権の回収に向け、弁護士法人への委託等の手法を検討する。

- ⑩ 継続的かつ安定的に介護サービスを提供するため、適宜、必要な職員を確保するとともに、国の取り組みを活用した職員の処遇改善に努める。

(2) 感染症対策の徹底

- ① 新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザウイルスなどの感染症拡大を防止するため、ウイルスを「持ち込まない」、「持ち出さない」、「拡げない」の原則に従った対策を徹底する。
- ② 職員の体調管理を行い、最新の感染症対策関連の情報に基づいた感染予防対策を行う。
- ③ 家族の面会については、体調確認を行い、感染症の流行や利用者・家族の状況に応じた形態で実施する。
- ④ 保証人等へ対して面会制限を実施する必要がある場合は、本人や職員からの手紙・写真を定期的に送り、また利用状況を的確に情報提供することで安心して利用いただけるよう配慮する。
- ⑤ 関係機関や業者の来所時の体調確認を行うとともに円滑な事業推進に努める。
- ⑥ 最新の情報提供・交換に当施設の広報誌を活用する。
- ⑦ 感染症発生時に即時対応できるよう、平時から感染症発生に備えたシミュレーションを定期的実施する。
- ⑧ 感染予防対策のため、施設利用者に対してワクチン接種の機会を提供する。職員に対するワクチン接種も併せて推奨する。

(3) 高齢者の介護福祉の増進

- ① 地域に根ざした取り組みとして、地域住民に対して市民センターや生田、茂庭台地区の民生委員・地域包括支援センター等と連携を図り、地域住民に対し介護保険の使い方、高齢者施設の特徴等の情報提供・リハビリや栄養等、各専門職による相談及び講師派遣を行う。
- ② 出前講座、職場体験、民生委員との懇談会、施設見学会、小中学生の職場体験等を通し、地域住民の方々との交流を推進する。
- ③ 「テーマ別健康セミナー」やフレイル予防のための「健康相談」などを地域の公共施設や地域の行事等で開催し、地域住民の方々の健康増進に資する活動を行いながら、介護老人保健施設や各種在宅サービスの理解を深めていただく。
- ④ 当施設で発行する「豊齢だより」「にじいろ通信」等の広報誌について茂庭台地区の住民に回覧するとともに、市民センター等の公共施設、周辺の商業施設への掲示を行う。

(4) 在宅生活支援

- ① 利用者個々の疾患や状態に応じて、多職種からなるチームケアを行い、施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援を行うため、利用者を主体に個別介護サービス計画を立案し、個別ケアを提供する。
- ② 要介護者がその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするため、支援を必要とする利用者に対し、一般入所・短期入所・通所リハビリテーション・通所介護・訪問リハビリテーション・居宅介護支援などのサービスを提供し、他の医療機関と連携して総合的な支援を行い、家族の介護負担軽減に努める。

(5) サービスの質の向上と利用者及び職員の満足度の向上

- ① 電子記録システム等施設内資源の充実を図り、関係職種における内部連携の強化と利用者の満足度の向上に資する活用方法を検討する。また、データベースシステム（LIFE）を活用して利用者個々のニーズを多職種で的確に把握し、情報を共有しながらサービスの質の向上を図る。併せて、情報の危機管理意識の醸成に努める。
- ② 各種大会への参加やオンラインセミナー等を活用し、積極的に技術と知識の習得に努める。
- ③ 通所リハビリテーション、通所介護の利用者に対するアンケート調査を実施し、その結果を分析し、業務改善に努める。
- ④ 職員のストレスチェックのデータを分析し、健康面、業務面におけるリスクファクターを軽減させ、職員の満足度を高めるための方策を検討する。
- ⑤ 部署毎の職員面談を実施し、職員が安心して働けるよう職場環境の改善を図り、利用者に質の高いケアが提供出来るよう努める。
- ⑥ 職員の心理的フォローアップとして、臨床心理士を活用する環境を引き続き提供していく。

10. 居宅支援センター豊齢事業

- (1) 要介護要支援認定を要する方々の依頼を受けて、利用者・家族の希望、生活上の支障を捉え、主治医の意見を取り入れた個別ケアプランを提案し、関係機関及び関係団体との連絡調整を図るなど積極的にケアマネジメントを行う。
- (2) 継続した在宅支援活動を推進するため、主治医と連携して通所、短期入所、訪問リハビリテーションの活用と訪問・支援を積極的に行う。
- (3) 各医療機関の医師や看護師、医療福祉相談室、地域医療連携室等と密接な関係を保ち、病院を退院する患者に対し、適切な相談及び援助を提供する。
- (4) 医療と介護の連携の強化・質の高いケアマネジメントの推進・介護保険制度と障がい者総合支援制度との密接な連携等を図る。

II. 管理部門

1. 引き続き地域貢献・公益実現のために業務執行体制の整備を行う。具体的には法人事務局・仙台オープン病院・茂庭台事業を法人一体とした活動・管理に努める。
2. 65歳定年制が義務となるため規程の整備を行い、令和8年4月より新たな定年延長制度を開始する。